

## 「好きです！五戸町ボランティア運動」実施要綱

### (趣旨)

第1条 未来の五戸町を支える若者世代（小学・中学・高校生、専門学校生、大学生、その他青年）に、地域に対する愛着を持ってもらうためには、普段何気なく生活している町で行われている地域活動やイベント等にボランティアとして参加してもらい、「五戸町のいいところ」を発見してもらうことが重要である。そのため、若者世代の人材登録制度を整備し、町や自治会等の町内団体（以下「団体」という。）が主催する活動やイベント等に気軽に参加してもらえ、環境を整備することで、郷土愛を育む機会を創出する。

### (目的)

第2条 五戸町を支える若者世代に様々な経験の機会を提供するとともに、「若者の力」を活かした様々な地域課題の解決に向けた活動を後押しすることにより、相互の助け合いに伴う「郷土愛」の醸成と、住民の社会参加の場を提供及び拡充することを目指し「好きです！五戸町ボランティア運動」（以下「本事業」という。）を実施する。

### (事務局)

第3条 五戸町教育委員会教育課内に「好きです！五戸町ボランティア運動」事務局（以下「事務局」という。）を設置し、本事業に係る事務は事務局が行う。

### (ボランティア登録等)

第4条 ボランティア登録等に関しては、次に掲げるところによる。

#### (1) 登録条件

本事業にボランティア登録できるのは、本事業の趣旨及び目的に賛同する小学生高学年（5年生～6年生）以上の者とする。ただし、十八歳未満の者は保護者の同意を必要とする。

#### (2) 登録方法

ア. 所定の登録票（様式第1号または様式第2号）または青森県電子申請システムに必要事項を記入の上、事務局へ提出する。

イ. 登録者は、登録事項について訂正または加除を希望するときには、随時その旨申し出ることとする。

#### (3) 登録期間

ア. 登録は無期限とし、本人の申し出による取り消しや内容変更がない場合は継続して扱うものとする。ただし、3年以上活動実績のない者は、登録を取消することができる。

イ. 事務局は、必要に応じて随時、登録の内容の修正、取消しを行うことができる。

#### (4) 登録者の名称

ア. 登録者を「好きです！五戸町ボランティア」（以下「ボランティア」とする。）と称する。

(ボランティア派遣依頼)

第5条 ボランティア派遣依頼に関しては、次に掲げるところによる。

- (1) 町内団体等（以下「団体」という。）がイベント等にボランティア派遣を依頼するときは、事務局へ申請を行う。団体が申請できるイベント等は、以下の条件を満たすものとする。
  - ア. 本事業の趣旨及び目的に沿ったものであること。
  - イ. 申請しようとするイベント等で利益を上げることが目的としないこと。
- (2) 団体がイベント等を実施する場合は、次に掲げるとおり事務局へ申請を行う。
  - ア. 所定の申請書（様式第3号）及び計画書（様式第4号）に必要事項を記入の上、実施日の一か月前までに事務局へ提出する。
  - イ. 申請書を受領後、事務局においてボランティア必要人員の確保と連絡調整を行う。
  - ウ. 団体は、イベント等実施後2週間以内に報告書（様式第5号）を提出し、事務局に完了を報告する。
- (3) 団体は、次に掲げる行為をしてはならない。また、事務局は、団体が以下に該当する行為を行う恐れがあると判断した場合、派遣を取りやめることができる。
  - ア. 本制度の趣旨及び目的に反するボランティアの活用を行い、ボランティアを単なる労働力として使用すること。
  - イ. ボランティア本人（十八歳未満の者は保護者）の同意無くしてその個人情報を聞き出したり、個人情報を把握できる書類等を提出させること。

(広報)

第6条 本事業について、住民の理解を得て、地域に根ざした展開を図るため、事務局は広報活動に努めるものとする。

- 2 ボランティア及び団体は、登録または事業の申請を行った時点で事務局が広報活動のため使用する写真の撮影及び使用について承諾するものとする。

(報酬等)

第7条 町民相互の学び合い、助け合いという趣旨のもと、ボランティアへの謝金は支給しないものとする。

- 2 ボランティア派遣に係る必要経費及び物品等は、全て団体が負担する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な項目は、協議の上別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から実施する。